

東京都北区狭あい道路等拡幅整備事業のご案内

近年、首都直下型地震の切迫している中、北区では、木造住宅が密集した地域をはじめとして、区全体での都市防災機能の向上が求められています。

本事業は、**区民のみなさま等の協力（申請）をいただきながら**、建替え等の機会を捉えて、災害時の緊急車両の通行や避難経路を確保、安全な生活道路の整備や良好な住環境の整備（採光、通風面の効果など）による防災機能の向上と快適な都市空間を確保するため、**建築基準法に規定された4m未満の狭い道等の拡幅整備をおこなう事業**です。

拡幅整備事業の対象となる道路

- 北区が建築基準法第42条第2項道路に指定した道路（公道・私道ともにあります）
- 建築基準法附則第5項の規定により、位置の指定があったとみなされた道路（暫定道路境界線は除く）
- その他区長が必要と認めた道路等

事業の主な内容

1. 狭あい道路等の拡幅整備工事
 - ・ L型側溝又は縁石の整備
 - ・ 後退部分の舗装、整備復旧工事など
 2. 助成制度
 - ・ 拡幅整備の障害になる、道路沿いの門・塀等を撤去する場合の助成金（1mにつき5,000円）
 - ・ 東京都建築安全条例上のすみ切りに整備する場合の助成金（1か所12万円）
 - ・ 私道の電柱移設（電柱1本につき上限100万円
（消費税は自己負担となります））
- ※虚偽の申請や法令違反等が判明した場合、当該事業の対象外となり、整備工事費、助成金の返還を行う場合があります。（例:無確認の塀の築造等）

1. 狭あい道路等拡幅整備工事の条件

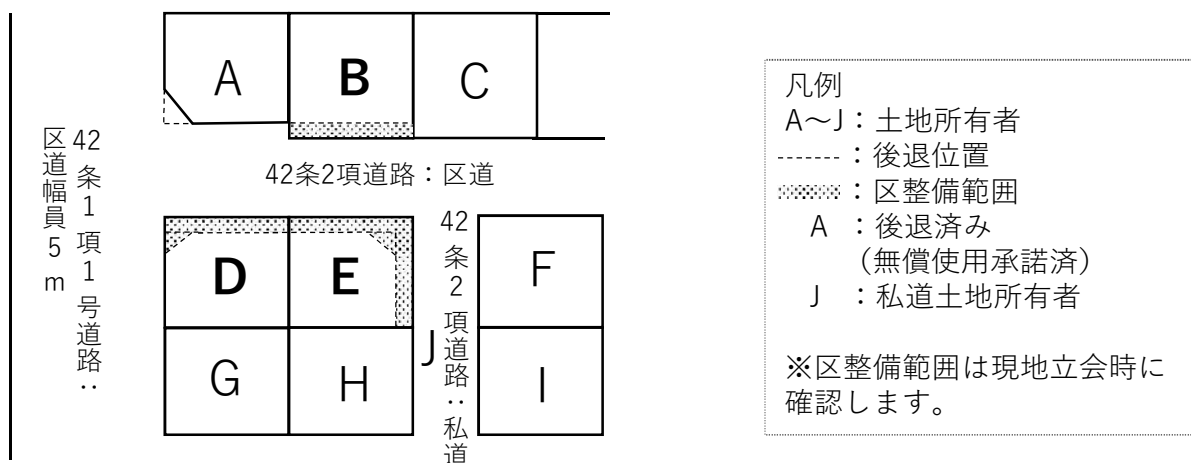
- ①事業対象となる道路等であり、道路の中心線協議が終了していること
- ②申請者が個人または中小企業であること（資本金3億円以下または従業員300人以下）
- ③北区居住環境整備指導要綱の対象建築でないこと、または、500㎡を超える敷地面積でないこと
- ④東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく必要な関係書類がすべて提出されていること
- ⑤拡幅整備部分の土地所有者と隣接する土地（私道も含む）の所有者から拡幅整備工事について承諾があること
- ⑥区道・区管理通路・認定外道路・水路に関しては、原則「寄付申出書」または「道路敷地無償使用承諾書」の提出があること。また、拡幅整備後は後退部分を区道等区域に編入し、区が管理できること。ただし、認定外道路、水路については「寄付申出書」のみとなります。申請方法等、詳しくは土木管理課台帳係へご相談ください。
- ⑦拡幅整備部分の地表面にみえる支障物（境界プレート・杭・鋸・メーターBOX・宅内桟・CB塀・土間コンクリート等）または、地盤面から約60cm以内にガス・上下水道・その他の地中埋設物（塀基礎等）など、拡幅整備工事に支障となるものがないこと
- ⑧仮杭にて後退位置（整備範囲）を現地に明示し、現地立会確認を行うこと
- ⑨拡幅整備工事にあたり、支障となる後退杭（仮杭）を北区が撤去する場合、北区が復元・復旧を行わないことに同意すること
- ⑩拡幅整備工事完了後の後退済表示板の設置を承諾すること
- ⑪原則として高低差がある場合、擁壁等は申請者が設置すること

○拡幅整備工事の注意点

- ①以下の場合においては拡幅整備工事の対象外となります。
 - ・道路終端部分
 - ・現況の道路状況が砂利敷きや土の状態のみの場合（道路状況がかわれば、拡幅整備工事ができる場合もあるので、事前に相談してください）
- ②申請の際、必要な関係書類がすべて揃わなければ、受付できません。
- ③後退位置の明示に本杭を入れる場合は整備部分に入らないよう設置してください。
- ④現地立会時に、支障物等が確認された場合は、是正が確認できるまでは工事は行えません。また、立合後、工事着手までに期間（約3ヶ月程度）があく場合は、再度立会が必要になる場合があります。
- ⑤拡幅整備工事の年度予算が上限に達した場合、翌年度の工事となります。
- ⑥是正対応がなく、拡幅整備工事の着手が申請より2年を超える場合、再申請が必要となるため、申請書一式を返送する場合があります。

隣接地所有者の承諾取得範囲例

- ①Bが申請者の場合：A・Cの承諾及び区へ寄付または無償使用承諾
 - ②Dが申請者の場合：Eの承諾及び区へ寄付または無償使用承諾
 - ③Eが申請者の場合：D・H・Jの承諾及び区へ寄付または無償使用承諾
- ※公図、登記事項証明書等で所有者を確認します。



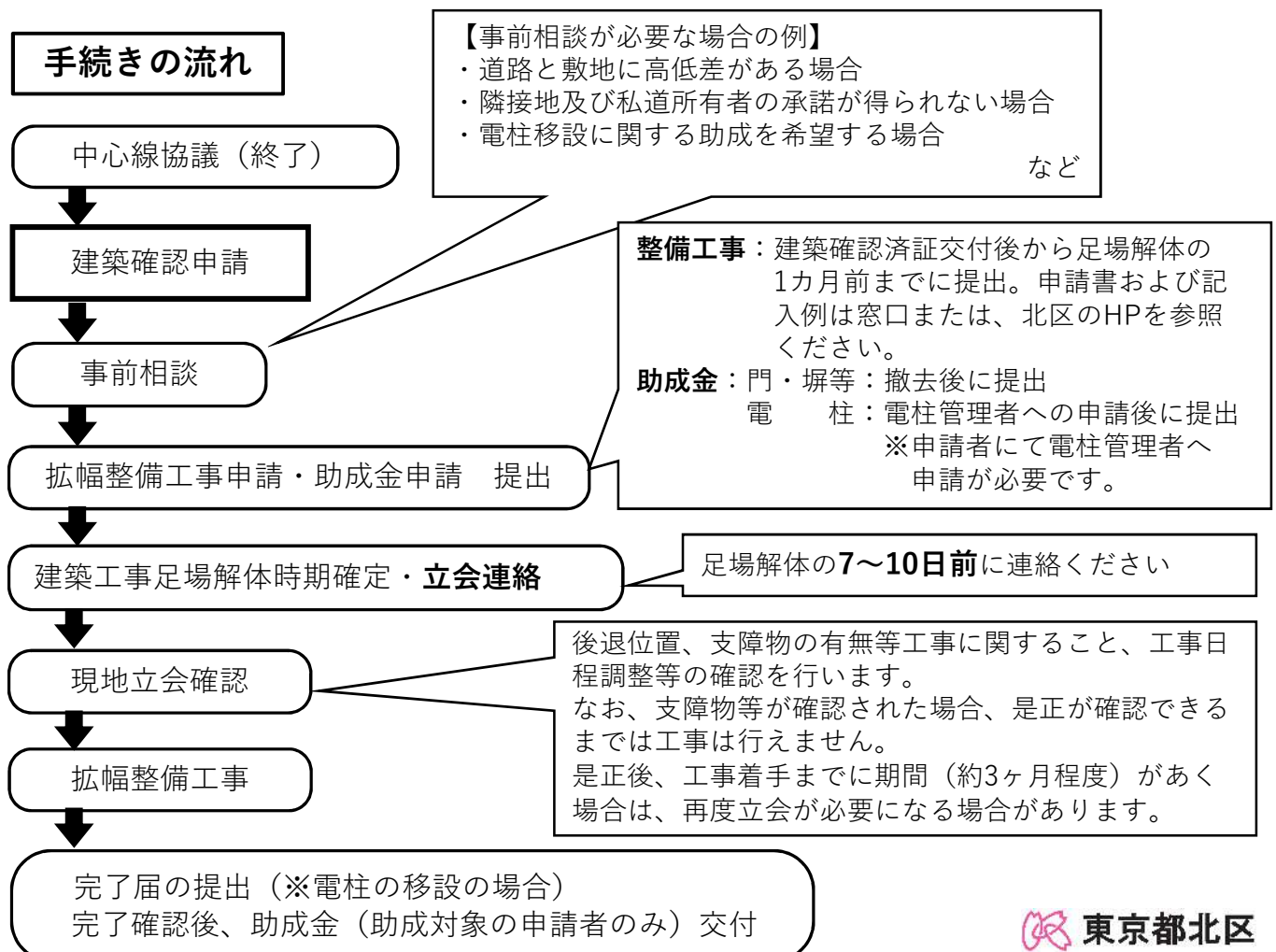
2. 助成制度の条件

- ①東京都北区狭あい道路等拡幅整備事業により、北区で拡幅整備を行うこと
- ②東京都北区狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく必要な関係書類がすべて提出されていること
- ③対象となる門・塀等の除却に対し、他事業で助成金または補助金を受領していないこと
- ④対象となる門・塀等は、固定されているものとし、以下のとおり
 - ①.伸縮可動式及び引き戸を除く門扉（高さ及び材質は問わない）
 - ②.既存道路面から高さ1.0mを超える塀（フェンス等も含む）
 - ③.既存道路面から高さ0.4mを超える大谷石塀、コンクリートブロック塀、RC塀、万年塀等の強固な塀
 - ④.既存道路面から高さ0.4mを超える土留めで、③.に準ずる構造のもの
- ⑤すみ切りの助成金については、区ですみ切りをすべて整備した場合に限る
- ⑥対象となる電柱は、以下のとおり
 - ①.私道、かつ、後退用地内の電柱
 - ②.交通の支障となると区長が認める電柱
 - ③.関係権利者等（移設前・移設後の電柱の存する土地所有者、及び電柱管理者）と移設先について協議が終了しているもの
 - ④.後退用地側、かつ、交通の支障にならない位置に移設されたもの

○助成制度の注意点

- ・対象となる門・塀等の位置及び延長、対象となる電柱の位置（移設前・後）を図面上に明記してください。
- ・対象となる門・塀等・電柱の撤去前・後（電柱は移設前・後）の写真が必要です。
- ・申請者にて電柱管理者への申請が必要となります。
- ・助成金申請は署名(自署)もしくは押印が必要です。（シャチハタはNG）

手続きの流れ



私道の拡幅整備後に電柱等がそのままの残ると、日常の通行はもちろん、災害時の緊急車両の通行や避難経路に支障をきたします。周辺の安全確保の為、東電柱・NTT柱の移設のご検討をお願いします。

- ・WEBフォームから

連絡先 : 0120-995-007 または 03-6375-9803 (有料)

営業時間：午前9時～午後5時（日・祝日、年末年始を除く）

- ・WEBフォームから

連絡先 : 固定電話:「局番なしの116」、携帯電話等:「0120-116-000」

営業時間：午前 9 時から午後 5 時まで 十日・祝日も営業（年末年始は除く）

1.東京電力

サービス概要

電柱・ケーブル移設等に関する、パソコン・スマートフォンからインターネット経由でのご受付が可能です。
※利用可能な地域は限られます。ご利用の可否、詳細な申し込み条件等は下記のとおりです。

電気工事等の施工に伴う当社の設備故障復旧費については、[こちら](#)をご覧ください。

※申請受付期間：令和5年（2023年）4月～5月
 ※受付時間：平日午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝祭日は受付不可）
 ※お問い合わせ先：電力事業部 電力サービス課 電力サービスセンター（TEL：03-3542-1111）

申込ステップ

ステップ① 各市区町村登録	ステップ② 登録済メールアドレス	ステップ③ 照会書と台帳情報	ステップ④ 申込み完了
------------------	---------------------	-------------------	----------------

2.NTT

特長

パソコン・タブレット・スマートフォンから手軽に申請可能
 地図上で設置指定・工事範囲指定が可能

この機会にぜひ、当システムをご利用ください

電柱・ケーブル移転のWEB受付シス
<https://setsubiiten-web.gym-jp.groupis>

※Internet Explorerではサポートしていません。
 ※Androidアプリを利用してください。
 ※インターネットによるお申込みは24時間行えますが、受付は平日の日中のみとなります。

NTT柱に関する注意事項

※1 WEB申込みの際、申込み理由詳細欄への入力が必要となります。（上記※1参照）

※1 記入事項

WEB申込みの際、申込み理由詳細欄に下記事項を記載をしてください

- ・北区補助案件
- ・事前相談番号(R●-●●●●)
- ・助成金優先（100万円に極力抑えるものしくは希望位置優先（100万を超えた額は自己負担を行う）

【NTT柱に関する注意事項】

- ※1 WEB申込みの際、申込み理由詳細欄への入力が必要となります。(上記※1参照)
 ※2 移設位置は原則、自敷地側への移動と横方向等への移設をご希望の場合で、工事費用が助成上限額を超えた額については、自己負担が発生します。

```

graph LR
    subgraph Kita_ku [北区]
        A[事前相談] --> B[WEB申込み]
        B --> C[立会・協議]
        C --> D[設計見積書]
        D --> E[助成金申請]
        E --> F[合意・請求・入金]
        F --> G[各種申請]
        G --> H[工事]
        H --> I[完了届提出]
        I --> J[助成金交付]
    end
    subgraph NTT [NTT (電柱管理者)]
        B --> C
        C --> D
        D --> E
        E --> F
        F --> G
        G --> H
        H --> I
        I --> J
    end

```

東京都北区役所 電話番号 代表03-3908-1111
住所 北区 王子本町 1-15-22 (王子駅北口下車)
ホームページ URL:<http://www.city.kita.tokyo.jp/>

- まちづくり部 建築課 細街路整備係 電話番号 03-3908-9194

- 東京都主税局 北都税事務所 固定資産税課
電話番号 03-3908-1179

 東京都北区

令和7年4月発行